

令和8年2月26日

お客さま各位

豊橋信用金庫

「貸金庫規定」の改正について

平素は、豊橋信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、当金庫は金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正等を受け、貸金庫業務のさらなる適正化を図るべく、下記のとおり貸金庫規定を改正いたします。

なお、改正後の規定は、従来よりお取引いただいているお客様についても適用対象となりますので、予めご了承ください。

今後もお客様に安心して貸金庫をご利用いただけるよう、管理体制強化やサービス改善に引き続き努めてまいります。

記

1. 改正の対象となる規定

貸金庫規定

2. 改正内容

主な改正内容（詳細は、別添新旧対照表をご参照ください。）

- ・ 貸金庫に格納できる格納品の範囲を追加
- ・ 貸金庫の利用目的を書面で申告いただくことを追加
- ・ 適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただくことを追加

3. 規定の改正日

令和8年4月1日（水）

4. ご留意点

現在、貸金庫内に現金を格納されているお客様におかれましては、次回、ご来店時に現金のお取り出しをいただきますよう、お願いいたします。

以上

貸金庫規定（新旧対照表）

下線部分が変更箇所

新	旧	備考
<p>1.（格納品の範囲） （1）～（2）（略）</p> <p><u>（3）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u></p> <p><u>① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u></p> <p><u>② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u></p> <p>2.（利用目的の確認）</p> <p><u>（1）貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。</u></p> <p><u>（2）貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただくことがあります。</u></p> <p>3.（契約期間等）（略）</p> <p>4.（使用料）（略）</p>	<p>1.（格納品の範囲） （1）～（2）（略）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p>2.（契約期間等）（略）</p> <p>3.（使用料）（略）</p>	<p>金融庁監督指針の一部改正を踏まえ追加</p> <p>金融庁監督指針の一部改正を踏まえ追加</p> <p>第2条追加に伴う条ずれ</p> <p>同上</p>

新	旧	備考
<p><u>5.</u> (鍵、カードの保管) (略)</p> <p><u>6.</u> (貸金庫の開閉等) (略)</p> <p><u>7.</u> (届出事項の変更等)</p> <p>(1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、カードの暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当 店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金 庫は責任を負いません。 正鍵またはカードを失ったときもしくはき損したときも同様としま す。</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>8.</u> (成年後見人等の届出) (略)</p> <p><u>9.</u> (印章、鍵、カードの喪失時等の取扱い) (略)</p> <p><u>10.</u> (印鑑照合・暗証照合等) (略)</p> <p><u>11.</u> (損害の負担等) (略)</p> <p><u>12.</u> (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この貸金庫は、第<u>13</u>条第3項各号のいずれにも該当しない場合に 使用することができ、第<u>13</u>条第3項各号の一にでも該当する場合に は、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</p>	<p><u>4.</u> (鍵、カードの保管) (略)</p> <p><u>5.</u> (貸金庫の開閉等) (略)</p> <p><u>6.</u> (届出事項の変更等) (略)</p> <p>(1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、カ ードの暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>書 面によって</u>当店に届出てください。この届出の前に生じた損害につ いては、当金庫は責任を負いません。 正鍵またはカードを失ったときもしくはき損したときも同様としま す。</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>7.</u> (成年後見人等の届出) (略)</p> <p><u>8.</u> (印章、鍵、カードの喪失時等の取扱い) (略)</p> <p><u>9.</u> (印鑑照合・暗証照合等) (略)</p> <p><u>10.</u> (損害の負担等) (略)</p> <p><u>11.</u> (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この貸金庫は、第<u>12</u>条第3項各号のいずれにも該当しない場合に 使用することができ、第<u>12</u>条第3項各号の一にでも該当する場合に は、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</p>	<p>第2条追加 に伴う条 ずれ</p>

新	旧	備考
<p><u>13.</u> (解約等)</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、カードおよび届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解除することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>14.</u> (貸金庫の修繕、移転等) (略)</p> <p><u>15.</u> (緊急措置) (略)</p>	<p><u>12.</u> (解約等)</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、カードおよび届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じてより取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解除することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>13.</u> (貸金庫の修繕、移転等) (略)</p> <p><u>14.</u> (緊急措置) (略)</p>	<p>第2条追加に伴う条ずれ</p>

新	旧	備考
<p><u>16.</u> (譲渡、転貸等の禁止) (略)</p> <p><u>17.</u> (規定の変更)</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知</u>することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: right;"><u>(2026. 4. 1)</u></p>	<p><u>15.</u> (譲渡、転貸等の禁止) (略)</p> <p><u>16.</u> (規定の変更)</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他相当の方法で公表</u>することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: right;"><u>(2020. 4. 1)</u></p>	<p>第2条追加に伴う条ずれ</p> <p>全信協「貸金庫規定例」に合わせた変更</p>